

京都市告示第 269 号

平成 23 年 12 月 12 日付けで認可した西京極堤下町町内会について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 29 年 7 月 24 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 西京極堤下町町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
宮下 敏行	辰島 正記

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区西京極堤下町 8 番地 4	京都市右京区西京極堤下町 20 番地 16

(文化市民局地域自治推進室)